**新型コロナウイルス感染症対応マニュアル（施設サービス）**

（参考例）

社会福祉法人●●

感染予防対策委員会

**〔本人の場合〕**

**1**．感染を疑わせる**風邪様症状**が出た場合

【以下のいずれかに該当する場合は、かかりつけ医に相談してください】

① 発熱や咳、咽頭痛などの風邪症状、味覚障害、下痢等の消化管症状のいずれかがある場合

② 重症化する可能性がある方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（※）妊娠している人、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

③ 症状が４日以上続く場合

④ 自分で症状が強いと感じる場合や、解熱剤などを飲み続けなければ症状が改善しない場合

＜**自宅**で症状が出た場合＞

① 所属長（主任）に連絡した上で、出勤せず自宅で経過をみてください。

② 医療機関を受診する場合には、発熱外来、かかりつけ医に電話で連絡して指示に従い、受診してください。**いきなり外来に行き受付しない**こと。

＜**施設**で症状が出た場合＞

① 所属長（主任）に報告し、直ちに帰宅し自宅療養してください。

② かかりつけ医に連絡し、指示に従ってください。

**2**．抗原検査陰性の場合　もしくは医療機関を受診した結果、出勤が可能であると判断された場合

 ① 発熱、風邪様症状が改善するまで自宅待機。所属長（主任）に連絡してください。

 ② 施設長の判断を含めて、出勤可能かどうかを判断します。症状等に応じて、一定の自宅待機期間を設ける場合があります。

 ③ 復帰出勤後は、体調の変化に十分注意し、発熱、風邪様症状等がみられたら、直ちに所属長（主任）に報告した上で帰宅し、自宅療養してください。

※ 診断確定に至らないが、疑似症状と診断された場合は、医師、保健所の指示に従ってください。この場合、至急、所属長（主任）に連絡をしてください。

**3**．**新型コロナウイルス感染が確定**した場合

【本人の対応】

① 診断が確定したら、保健所の指示に従うとともに、至急所属長（主任）に連絡をしてください。所属長は施設長へ連絡してください。

現在、軽症の場合は自宅での療養が指示され、保健所が健康観察を実施する場合があります。

【他の職員等への対応】

職員の感染が確定した場合は、直ちに法人LINEで連絡します。外出をせず自宅で待機してください。保健所の職場調査が行われ、発症者と濃厚接触した者を決定します。

所属長（主任）および施設長は行動範囲を把握した上で、基本的に保健所の指示に従います。

　法人内の他事業所、部署に直ちに連絡し、サービスの中止や継続について決定します。

　館内の消毒清掃を行います。

**４．**感染により休業した場合の取り扱いについて

① 新型コロナウイルスは指定感染症であり、治癒するまでは就業できません。

② 年次休暇もしくは傷病給付等を利用しての休業となります。

**５．**感染後の職場復帰の目安

①　発症日を０日とし、10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した後復帰となります。

② 重症者で、入院となった場合は、入院していた者については、退院時に主治医からの指示を参考にすること。療養期間が終われば、就業制限が解除されます。

③ 最終的な勤務再開日は、症状の有無などを確認した上で決定します。療養中の経過を踏まえて、一定の経過観察期間（在宅勤務や自宅待機等）を設ける場合があります。

**６．濃厚接触者**となった場合

【職場で濃厚接触者と決定した場合や、自分が行った場所で感染者が出たことがわかった場合など】

① 報道や接触者アプリ等でわかった場合は、直ちに所属長（主任）に連絡するとともに、他者との接触を避けてください。自宅でわかった場合は出勤しないでください。所属長は施設長へ連絡してください。

② 保健所から連絡があった場合は指示事項を所属長（主任）に伝えてください。最終接触日から、５日間の自宅待機とします。

③ 体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

職場復帰に際しては、待機期間中症状が出なかった場合、もしくは復帰目安を参照してください。復帰後１週間は、毎日の健康観察、マスクの常時着用、不要不急の外出は避けるなどの感染予防対策を徹底して行い、体調不良を認める際には出勤はしないこと。

**7**．その他

慢性的に風邪様症状があって、かかりつけ医等で治療を受けている人は、治療の状況を保健師にお知らせください。（喘息・アレルギー等）症状が改善しない場合は、専門医の診察を受けてください。

**〔同居家族等の場合〕**

**1．**同居家族等に**濃厚接触者の疑い**がある場合

① 同居家族等に濃厚接触者の疑いがあることがわかった時点で、直ちに所属長に連絡してください。

② 保健所の指導に従い、同居家族等の体調、体温を注意深く確認してください。また、接触を必要最小限にとどめてください。

③ 職員本人に発熱等の症状が出現していない場合には、マスクを着用した上での出勤を認めますが、濃厚接触者本人に風邪様症状が出現した時点で出勤を取りやめ、所属長に連絡してください。

**2．**同居家族等が**濃厚接触者**になった場合

① 同居家族等が濃厚接触者であることがわかった時点で、直ちに所属長（主任）に連絡してください。

② 保健所からの連絡があれば指示事項を所属長（主任）に伝えてください。濃厚接触者本人と接触をしないようにできれば、最終接触日から５日間の自宅待機とします。

③ 体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

**3．**同居家族等に感染を疑わせる**症状が出た**場合

① 同居家族等に風邪様症状、発熱、倦怠感、下痢等が出たら、出勤する前に、主任にその旨を連絡してください。

② 同居家族等の症状が改善するか、受診の結果、感染の疑いがないと判断された場合には、主任にその旨を伝えてください。自宅でも感染予防措置（マスク、手洗い）を徹底してください。

**4．**同居**家族等の感染が確定した**場合

① 直ちに所属長（主任）に連絡するとともに、他者との接触を避けてください。自宅でわかった場合は出勤しないでください。主任は施設長へ連絡してください。

判明した日から、５日間の自宅待機とします。接触を避ける事が難しい場合（陽性者が乳幼児、要介護者等）は家族の療養期間終了後、５日間自宅待機とします。

② 保健所への報告（電子アプリ）、指示に従ってください。

③ 保健所からの指示事項を所属長（主任）に伝えてください。

④ 体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

「濃厚接触者」とは、「患者」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者

・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者

・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

・ その他： 手で触れることの出来る距離（目安として 1 メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と 15 分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。